

湘南リビング新聞社「カルチャー講師」へのご登録から審査・教室開講までの流れを簡単に説明しますのでご一読ください。

【基本方針（審査基準）】

次にあげるカルチャーについては書類審査でお断りする場合がありますのでご了承ください。
設備的に実施不可なもの。たとえば調理設備が必要なお料理関係、広い場所が必要なダンス関係、大きい音の出る音楽関係など。

その他、事務所内の会場では実施が困難と思われるものなど。

弊社で用意できる設備は、ゼミ机・イス・ホワイトボード・カセットデッキです。

【審査から開講までの流れ】

- ① 「登録用紙」にご記入のうえご返送ください。
- ② 「登録用紙」における書類審査に合格した方には弊社より面接の連絡をいたします。
- ③ 面接の結果、講師として採用が決まった方には弊社の規約に準じて契約していただきます。
契約期間は毎年4月より翌年3月まで。（年度の途中からご契約の場合、初年度は翌年3月までとなります。）更新あり。別途契約書があります。
- ④ 講座の内容、日時・回数・参加費・材料（教材）費・会場等は応募時の希望と弊社の教室空き状況等を勘案して相談の上決定します。
- ⑤ 「リビング湘南」新聞に告知して申し込み者数が最少開講人数に達せば教室を開講します。

【講師料の条件等】

- ① 「リビング湘南」カルチャーの講師料は次の計算でお支払いします。
原則として受講料（材料費教材費等除く）のうち40%。
尚、講師が個人の場合は上記講師料から10.21%の所得税を控除いたします。
- ②カルチャー開始の初日が属する月の末日を締め日として、請求書の発行をお願いしております。なお、講師料は指定の本人口座へ振り込みます。

【その他】

- ① ご希望の日程等にすでに他のカルチャーの予定が入っている場合は、「登録用紙」はリビング講師希望者リストに保管させていただき、教室に空きが出た場合随時連絡させていただきますのでご了承ください。
- ② 既にご自宅等で教室を開講されている方やご自身で会場をご用意できる場合は「文化教室」がございます。条件等は別途お問い合わせ下さい。

以上

（リビングカルチャー倶楽部講師登録用紙 説明文）